

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲				遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		いwana 漁業	竿釣	使用で きる針 の数 1本以内		(1) ホームページによる申請の場合は、 当組合銀行口座への振込による (2) 直接納付する場合は、仙台市、名 取市、柴田郡川崎町内の遊漁承認証委託 販売所においてする				
		やまめ 漁業 (湖沼 性さく らます を含む)	竿釣	使用で きる針 の数 1本以内	内共第 18号及 び 内共第 19号					
		やまめ 漁業 (遡河 性さく らます)	竿釣	使用で きる針 の数 1本以内	内共第 18号及 び 内共第 19号(秋 保大滝 及び釜 房湖よ り下流 の全域、 鳳鳴四 十八滝 より下 流の全 域)					
		にじま す漁業	竿釣	使用で きる針 の数 1本以内	内共第 18号及 び内共 第19号					
		(遊漁期間) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする 遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内 で行わなければならない。								

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		あゆ	7月1日から12月31日まで 日の出から日没まで					
		こい	1月1日から12月31日まで					
		うぐい	1月1日から12月31日まで					
		うなぎ	1月1日から12月31日まで					
		ふな	1月1日から12月31日まで					
		おいかわ	1月1日から12月31日まで					
		わかさぎ	10月15日から3月31日まで 日の出から日没まで					
		いわな	3月1日から9月30日まで 日の出から日没まで					
		やまめ (ただ しさく らます につい ては次 の通り とす る) 湖沼性 さくら ます 遡河性 さくら ます	3月1日から9月30日まで 日の出から日没まで 3月1日から6月20日まで					
		にじます	3月1日から9月30日まで 日の出から日没まで					
		あゆ	7月1日から12月31日まで 日の出から日没まで					
		(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。						

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		内共第 18 号	仙台市太白区山田地先 と名取市高館熊野堂地 先に位置する名取川頭 首工の上下 200m の区域 仙台市太白区茂庭地先 と名取市高館熊野堂地 先に位置する東北電力 (株)人來田発電所取水 堤(通称 茂庭堰)の上下 200m の区域 仙台市太白区茂庭地先 と仙台市太白区坪沼地 先に位置する東北電力 (株)茂庭発電所取水堤 (通称 赤石堰)の上下 200m の区域 仙台市太白区秋保町馬 場地先に位置する秋保 大滝の上下 100m の区域 柴田郡川崎町碁石地先 に位置する釜房ダムの 下流 200m の区域					
		内共第 19 号	仙台市若林区河原町地 先と仙台市太白区长町 根岸地先に位置する郡					

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項	
		山堰の上下 200m の区域 仙台市若林区土樋地先 と仙台市太白区長町越 路地先に位置する愛宕 堰の上下 200m の区域 仙台市青葉区郷六に位 置する東北電力(株)三 居沢発電所取水堤(通称 北堰)の上下 200m の区 域 仙台市青葉区作並新川 に位置する鳳鳴四十八 滝の上下 100m の区域 仙台市青葉区大倉に位 置する大倉ダムの下流 200m の区域							
		(全長の制限) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄							
		の全長以下のものを採捕してはならない。							
		魚種	全長						
		こい	18センチメートル						
		うなぎ	30センチメートル						
		いわな	18センチメートル						
		やまめ	18センチメートル						
		遡河性さくら ます	40センチメートル						
		にじます	18センチメートル						
蔵王非出資漁業 協同組合 柴田郡大河原町 大谷字西原前 165-5	内共第 20 号	(漁具・漁法の制限) 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法によ る遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内 でなければならない。		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしよ うとする者は、予め、組合に申請してそ の承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、口頭でし なければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請が		1 組合は、 遊漁の承認を したときは、遊 漁承認証を遊 漁者に交付す るものとする。 2 遊漁承認	1 遊漁者 は、遊漁をす る場合には、 遊漁承認証 を携帯し、漁 場監視員の 要求のあっ	1 漁場監 視員は、遊漁 者に対し、こ の規則の遵 守に関して 必要な指示 を行うこと	組合は、遊漁 者がこの規則に 違反したとき は、直ちにその 者に遊漁の中止 を命じ又は以後 のその者の遊漁
		漁具・漁法	規模						
		釣竿(但し、籠釣りを 除く)	釣竿の長さ 7m 以内						

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項																																						
		<p>(遊漁期間)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 325 947 488"> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>3月1日から8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>3月1日から8月31日まで</td> </tr> </table> <p>2 前項の公表は河北新報に掲載してするものとする。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>遊漁期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 826 947 954"> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> <tr> <td>出口川(秋山沢合流地点から北原尾橋までの区域)</td> <td>1月1日から12月31日</td> </tr> </table> <p>(全長制限)</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採取してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 1114 947 1241"> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>15 cm 以下</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>"</td> </tr> </table>	魚種	期間	にじます	3月1日から8月31日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	"	かじか	3月1日から8月31日まで	区域	期間	出口川(秋山沢合流地点から北原尾橋までの区域)	1月1日から12月31日	魚種	全長	にじます	15 cm 以下	いわな	"	やまめ	"	<p>あったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁者は、直ちに次に定めるの遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法によって納付するときは、次表遊漁料の1割を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="954 699 1420 927"> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">にじます</td> <td rowspan="2">手釣・竿釣 (但し籠釣りを除く)</td> <td>1日 900円</td> </tr> <tr> <td>1年 4,800円</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> </table> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>納付場所 蔵王非出資漁業協同組合事務所(宮城県柴田郡大河原町大谷字西原前165-5)及び蔵王町、白石市内の各遊漁料取扱所</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	にじます	手釣・竿釣 (但し籠釣りを除く)	1日 900円	1年 4,800円	いわな	"	"	やまめ	"	"	かじか	"	"	<p>証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>たときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 遊漁者は、産卵場となり得る川底を攪拌してはならない。</p>	<p>ができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。</p>
魚種	期間																																												
にじます	3月1日から8月31日まで																																												
いわな	3月1日から9月30日まで																																												
やまめ	"																																												
かじか	3月1日から8月31日まで																																												
区域	期間																																												
出口川(秋山沢合流地点から北原尾橋までの区域)	1月1日から12月31日																																												
魚種	全長																																												
にじます	15 cm 以下																																												
いわな	"																																												
やまめ	"																																												
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																											
にじます	手釣・竿釣 (但し籠釣りを除く)	1日 900円																																											
		1年 4,800円																																											
いわな	"	"																																											
やまめ	"	"																																											
かじか	"	"																																											

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項				
蔵王非出資漁業協同組合 柴田郡大河原町大谷字西原前165-5	内共第21号	(漁具・漁法の制限) 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものを言う。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。			1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁者は、産卵場となり得る川底を攪拌してはならない。	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。				
		<table border="1"> <tr> <th>漁具・漁法</th> <th>規模</th> </tr> <tr> <td>釣竿(但し、籠釣りを除く)</td> <td>釣竿の長さ7m以内</td> </tr> </table>	漁具・漁法	規模	釣竿(但し、籠釣りを除く)					釣竿の長さ7m以内			
		漁具・漁法	規模										
		釣竿(但し、籠釣りを除く)	釣竿の長さ7m以内										
		(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。											
		魚種	期間										
		にじます	3月1日から8月31日まで										
		いわな	3月1日から9月30日まで										
		やまめ	"										
		かじか	3月1日から8月31日まで										
2 前項の公表は河北新報に掲載してするものとする。			(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法によって納付するときは、次表遊漁料の1割を加算した額とする。										
(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。													
魚種	全長	魚種	漁具・漁法	遊漁料									
にじます	15 cm 以下	にじます	手釣・竿釣(但し籠釣りを除く)	1日 900円 1年 4,800円									
いわな	"												
やまめ	"												
		いわな	"	"									
		やまめ	"	"									

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																				
			<p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>納付場所 蔵王非出資漁業協同組合事務所（宮城県柴田郡大河原町大谷字西原前 165-5）及び 蔵王町、白石市内の各遊漁料取扱所</p>																								
白石川漁業協同組合 白石市沢端町 1-54	内共第 22 号	<p>(漁具、漁法の制限) 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 667 952 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 667 651 699">漁具・漁法</th> <th data-bbox="651 667 952 699">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 699 651 911">手釣竿釣の場合（箆釣を除く） 投網</td> <td data-bbox="651 699 952 911">なし 網丈 3メートル以下 網目 1.5 センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 1070 952 1383"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1070 651 1102">魚種</th> <th data-bbox="651 1070 952 1102">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1102 651 1134">あゆ</td> <td data-bbox="651 1102 952 1134">7月1日から12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1134 651 1166">こい</td> <td data-bbox="651 1134 952 1166">1月1日から12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1166 651 1198">ふな</td> <td data-bbox="651 1166 952 1198">1月1日から12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1198 651 1230">うぐい</td> <td data-bbox="651 1198 952 1230">1月1日から12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1230 651 1262">いわな</td> <td data-bbox="651 1230 952 1262">3月1日から9月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1262 651 1342">やまめ（さくらますを含む）</td> <td data-bbox="651 1262 952 1342">3月1日から9月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1342 651 1383">わかさぎ</td> <td data-bbox="651 1342 952 1383">1月1日から12月31日</td> </tr> </tbody> </table>	漁具・漁法	規模	手釣竿釣の場合（箆釣を除く） 投網	なし 網丈 3メートル以下 網目 1.5 センチメートル以上	魚種	期間	あゆ	7月1日から12月31日	こい	1月1日から12月31日	ふな	1月1日から12月31日	うぐい	1月1日から12月31日	いわな	3月1日から9月30日	やまめ（さくらますを含む）	3月1日から9月30日	わかさぎ	1月1日から12月31日	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（但し、箆釣を除く）による遊漁の場合にはこれを口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（但し、箆釣を除く）又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、</p>	<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはな</p>	<p>1 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。</p>
漁具・漁法	規模																										
手釣竿釣の場合（箆釣を除く） 投網	なし 網丈 3メートル以下 網目 1.5 センチメートル以上																										
魚種	期間																										
あゆ	7月1日から12月31日																										
こい	1月1日から12月31日																										
ふな	1月1日から12月31日																										
うぐい	1月1日から12月31日																										
いわな	3月1日から9月30日																										
やまめ（さくらますを含む）	3月1日から9月30日																										
わかさぎ	1月1日から12月31日																										

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項						
		<p>2 前項の公表は、組合事務所に公示するものとする。</p>	<p>中学生以下は無料、また満 65 歳以上で組合に功労のあった者の竿釣りは無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次表遊漁料に 1 割を加算した額とする。</p>		<p>らない。 4 遊漁者は、産卵場となり得る川底を攪拌してはならない。</p>								
		<p>(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p>	<p>(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合</p>										
		<p>区域</p>	<p>期間</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="965 459 1133 520">魚種</th> <th data-bbox="1133 459 1256 520">漁具・漁法</th> <th data-bbox="1256 459 1408 520">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="965 520 1133 807">やまめ(さくらますを含む) いwana あゆ ふな こい うぐい わかさぎ</td> <td data-bbox="1133 520 1256 807">手釣 竿釣 (但し籠釣を除く)</td> <td data-bbox="1256 520 1408 807">1日 1,500 円 1年 4,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	やまめ(さくらますを含む) いwana あゆ ふな こい うぐい わかさぎ	手釣 竿釣 (但し籠釣を除く)	1日 1,500 円 1年 4,800 円			
魚種	漁具・漁法	遊漁料											
やまめ(さくらますを含む) いwana あゆ ふな こい うぐい わかさぎ	手釣 竿釣 (但し籠釣を除く)	1日 1,500 円 1年 4,800 円											
		<p>組合において定めた砂防堰堤より上下流 200メートルの区域</p>	<p>1月 1日から 12月 31日</p>										
		<p>組合において定めた産卵増殖場に造成した区域</p>	<p>組合において必要と認め公示あるいは表示した期間</p>	<p>(2) その他の場合</p>									
		<p>組合において定めた増殖に必要と認められた区域</p>	<p>組合において必要と認め公示あるいは表示した期間</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="965 868 1133 928">魚種</th> <th data-bbox="1133 868 1256 928">漁具・漁法</th> <th data-bbox="1256 868 1408 928">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="965 928 1133 1182">やまめ(さくらますを含む) いwana こい あゆ ふな うぐい</td> <td data-bbox="1133 928 1256 1182">投網</td> <td data-bbox="1256 928 1408 1182">1年 6,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	やまめ(さくらますを含む) いwana こい あゆ ふな うぐい	投網	1年 6,500 円			
魚種	漁具・漁法	遊漁料											
やまめ(さくらますを含む) いwana こい あゆ ふな うぐい	投網	1年 6,500 円											
		<p>(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p>	<p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p>										
		<p>魚種</p>	<p>全長</p>	<p>納付場所 白石川漁業協同組合事務所</p>									
		<p>やまめ(さくらますを含む) いwana こい</p>	<p>15センチメートル</p>										

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項	
			(白石市沢端町1-54) 又は、白石市、七ヶ宿町、蔵王町、柴田郡内の各地区遊漁承認証取扱所					
宮城県阿武隈川 漁業協同組合 伊具郡丸森町字 鳥屋120	内共第23号	(遊漁の区域・期間) 1 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。	(遊漁料の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び期間を記した遊漁承認申請書を提出しなければならない。 3 組合員は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくはその他の遊漁者(第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1条の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。 (遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料は、次のとおりとする。ただし、未就学の幼児は無料。	1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。	
		ア 魚種						イ 区域
		うなぎ うぐい やまめ						組合が公示した区域 同上 同上
		にじます こい ふな おいかわ						同上 同上 同上 同上
		あゆ						組合が公示した区域
		2 前項の公表は、この組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表するものとする。 (禁止区域) 1 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。						
区域	期間							
内川不動橋から上流の三の滝までの区域	1月1日～12月31日まで							
	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料				
	あゆ	手釣	1日	1,500円				

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法				遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項															
		<p>2 前項の公表はこの組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表するものとする。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 523 954 654"> <tr> <td>漁具・漁法</td> <td>規模</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>1年を通じて禁止</td> </tr> <tr> <td>たも網</td> <td>1年を通じて禁止</td> </tr> <tr> <td>手釣・竿釣</td> <td>本数3本まで</td> </tr> </table> <p>2 前項の公表は、この組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表する。</p> <p>(全長制限)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 925 954 1061"> <tr> <td>魚種</td> <td>全長</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>20cm</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>15cm</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p>2 前項の公表は、この組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表する。</p>	漁具・漁法	規模	投網	1年を通じて禁止	たも網	1年を通じて禁止	手釣・竿釣	本数3本まで	魚種	全長	うなぎ	20cm	こい	15cm	やまめ	同上	うぐい やまめ(さ くらます を含む) にじます、 こい ふな おいかわ	竿釣	1年	4,500円			
漁具・漁法	規模																								
投網	1年を通じて禁止																								
たも網	1年を通じて禁止																								
手釣・竿釣	本数3本まで																								
魚種	全長																								
うなぎ	20cm																								
こい	15cm																								
やまめ	同上																								
			<p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p>																						
			<p>①宮城県阿武隈川漁業協同組合 丸森町鳥屋120番地</p> <p>②不動尊キャンプ場 丸森町字不動64-1</p> <p>③国民宿舎あぶくま荘 丸森町字不動50-5</p> <p>④南部釣具店 角田市角田字町104</p> <p>⑤門間商店 丸森町大内字岩城東上27</p> <p>⑥八島商店 丸森町耕野字八巻89-2</p> <p>⑦丸森町観光物産協会 丸森町字町東83-1</p> <p>⑧渡邊英夫 宅 丸森町字石羽22</p>																						